

### (介護給付サービス)

サービス名	対象者	サービス内容
居宅介護 (身体介護)	障害程度区分1以上の障害者・児。	入浴、排泄又は食事の介護など身体の介護を中心としたサービス。
居宅介護 (家事援助)	障害程度区分1以上の障害者・児。	調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心としたサービス。
居宅介護 (通院等介護)	障害程度区分1以上の障害者・児。 但し、通院介護(身体介護を伴う)の対象者は、以下のいずれにも該当する者。 (1) 障害程度区分が区分2以上である者。 (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「できる」以外と認定されていること。	通院介護(身体介護あり): 病院等への通院(公的機関での手続きも含む)のための介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合。
居宅介護 (通院等乗降介助)	障害程度区分1以上の障害者・児。	自ら運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助を行う場合。
行動援護	知的障害又は精神障害者により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者。障害程度区分3以上であって、認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点が8点以上であるもの。	行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における起動中の介護等の便宜を提供する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を有する障害者、児童相談所より利用が適切と通知された15歳以上の児童。障害程度区分4以上の下記のいずれにも該当する人。 (1) 二肢以上に麻痺があること。 (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。	居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

<p>重度障害者等包括支援</p>	<p>介護の必要性が著しく高い常時介護を要する障害者や概ね15歳以上の障害児。障害程度区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者。</p> <p>重度訪問介護の対象で、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある者のうち、下記のいずれかに該当する者。</p> <p>ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をしている身体障害者。</p> <p>イ) 最重度知的障害者</p> <p>障害程度区分の認定項目のうち行動関連項目等の合計点が15点以上の者。</p>	<p>居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。</p>
<p>療養介護</p>	<p>病院等の長期入院による医療ケアに加え常時介護を要する障害者。筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をしている者であって障害程度区分6の者、または、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって障害程度区分5以上の者。</p>	<p>主として昼間、病院その他の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話や日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援等のコミュニケーション支援。</p>
<p>生活介護</p>	<p>常時介護を要する障害者で、障害程度区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上である者、または年齢が50歳以上で、障害程度区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上である者。</p>	<p>主として昼間、障害者支援施設等での入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供。</p>
<p>児童デイサービス</p>	<p>障害児(18歳未満:療育の観点から個別療育・集団療育を行う必要が認められる児童。児童相談所に意見を求める)</p>	<p>肢体不自由施設等での日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を1日に一定時間以上行う。</p>
<p>短期入所</p>	<p>居宅で介護を行う者の疾病その他の理由により障害者支援施設等への短期間の入院が必要な障害児・者。</p>	<p>短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護等。</p>

共同生活介護（ケアホーム）	介護を要する（知的・精神）障害者で障害程度区分2以上の者。	主として夜間、共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護等。
施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者で、下記に掲げる者。 生活介護利用者のうち、区分4以上の者（50歳以上の場合は、区分3以上） 自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、通所が困難である者。	日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介助等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施する。

### （訓練等給付サービス）

自立訓練（機能訓練）	身体障害者。	地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者または精神障害者。	地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活の能力を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者。	有期限の支援計画に基づき、知識、能力の向上、実習等を通じ、適正にあった職場への就労を図る支援。
就労継続支援（雇用型）	一般企業での雇用が困難な障害者。	雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力の向上を図る支援。

就労継続支援（非雇用型）	一般企業等での雇用が困難な障害者、一定年齢に達している障害者。	一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識、能力の向上・維持を図る支援。（雇用契約は結ばない）
共同生活援助（グループホーム）	介護を要しない（知的・精神）障害者。	主として夜間、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。